

○ 安全・安心を支えるまちづくり

(４) 分権型の国の形への転換

(総務省・財務省・内閣府、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

(地方税財政改革の推進)

- 分権型社会の実現に向けた、税源移譲を基本とした国と地方の税源配分の是正
- 受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現
- 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国庫補助負担金の改革
- 地方固有の財源であることを踏まえた、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

(地方分権改革の推進)

- 地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現

【現状・課題】

(国と地方の税源配分の是正)

- 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。
- 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の配分」をその新たな役割分担に応じたものとする必要がある。
- 特に都市部においては、昼間流入人口による財政需要や都市の成熟化に伴う更新需要が大きいにも関わらず、現行の市町村税財政制度は、その財政需要に見合ったものになっていないため、都市的税目である法人所得課税・消費流通課税の市町村への配分割合を高める必要がある。

(受益と負担の関係に基づく地方法人課税の実現)

- 地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に、地方法人課税において、累次にわたり講じられた偏在是正措置については、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものである。
- 本来、地方法人課税については、地方公共団体が提供する公共サービスの受益に応じて税を負担すべきという地方税の原則に基づく制度であるべきであり、地域間の税源の偏在を是正する手段として用いるべきではない。
- 現行の法人市民税の一部を国税化して創設された地方法人税は、原則に反する不適切な制度であり、速やかに撤廃し、法人市民税へ復元すべきである。

(国庫補助負担金の改革)

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。
- また、税源移譲されるまでの間、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行うべきではない。

(地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止)

- 地方交付税は、国の歳出削減を目的とした削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要な額を確保すべきである。
- また、臨時財政対策債は大都市への配分が多くなる算定方法となっているため、市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引

上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

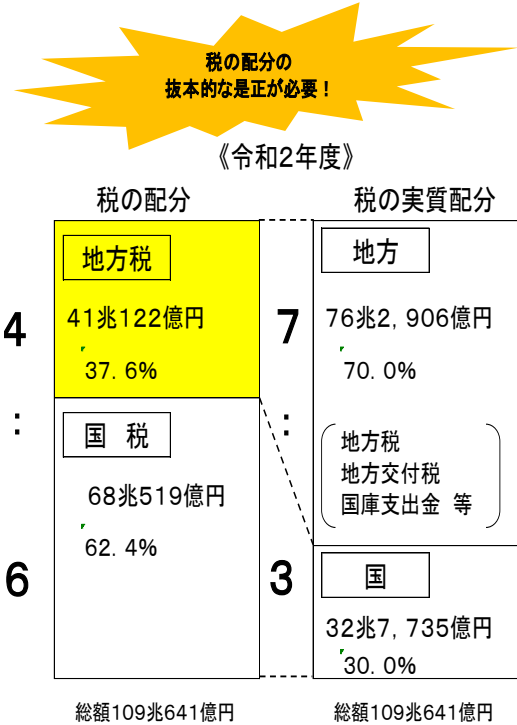
- なお、地方の保有する基金は、景気の動向による法人関係税等の変動や災害への対応など、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っているものであり、その財源は、行政改革や経費削減等の地方の努力により捻出しているため、**基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきではない。**

(地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の実現)

- 人口減少や超高齢化社会の到来など、我が国が直面する課題に対応するため、**各地域の実情に合った地方分権改革を推進する観点から、国と地方双方のあり方を再構築・機能強化する方策として、地方の発意に基づき、地方自らが地域経営できる地方分権型道州制の導入が必要である。**

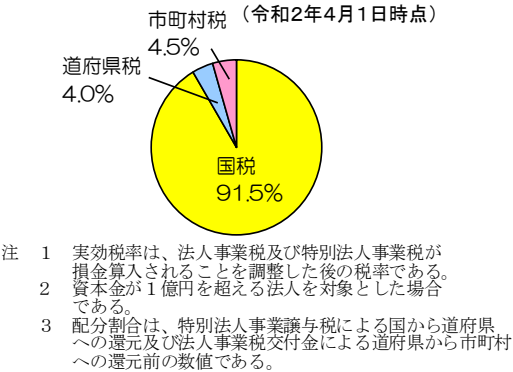
担当：財政局・政策企画室、関係各局

国・地方における税の配分状況

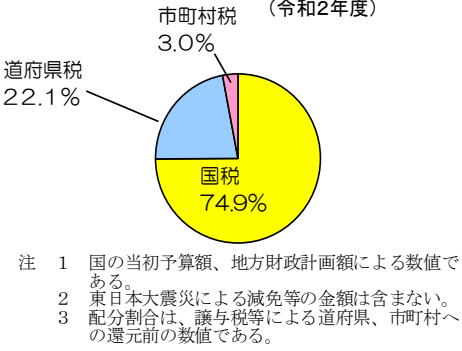


注 当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 税の実質配分とは、税の配分に国から地方への移転財源（地方交付税など）を考慮したものである。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



消費・流通課税の配分割合



国庫補助負担金の改革

